

監査委員公表第2号

定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況について（公表）

令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況について、下記のとおり報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和8年3月31日

監査委員 藤原京子

監査委員 前田光教

記

令和7年度定期監査及び財政援助団体等監査結果に係る措置状況の報告について

別紙、監査指摘事項に対する措置実施状況のとおり

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R5	監査の種類	定期監査	所管部署	観光交流推進課
<p>小野うまいもんブランド認証要綱（平成15年告示第94号）は、市内の農業振興を図るため、市内で生産又は製造される優良な農産物特産物を、市が「小野うまいもんブランド」として認証することについて、必要な事項を定めるものである。</p> <p>同要綱第7条では、認証の決定に係ることを規定しており、第3項において、「評価委員会の評価の結果については、公表するものとする。」と定めている。しかし、ホームページでは、同条第1項に基づく認証された農産物特産品及び認証書の交付を受けた者の情報のほかは、認証基準を公表しているのみであり、評価が認証基準に適合するとの結果、および認証基準に適合しないとの結果と思しきものの掲載が見受けられなかった。</p> <p>評価の結果をホームページ等で公表する、または、現行の運用に合わせて要綱を改正する等、要綱と運用が合致するよう努めていただきたい。</p>					

2. 措置実施状況

(R6. 3回答)	
<p>評価委員会の評価の結果までを公表する必要性はなく、認証を受けた農産物特産物を公表するのみで十分にその目的を達成できることから、その内容に要綱を改正します。</p>	
(R7. 7回答)	
<p>要綱を改正し、評価委員会の評価の結果を公表する条文を削除しました。（令和6年5月27日施行）</p>	
実施状況	A ※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R5	監査の種類	定期監査	所管部署	教育総務課 (全校)
<p>大部小学校の現地監査において、校庭の石畳みの歪み、南校舎北側のコンクリート縁石のクラック、地面との垂直面に対する雨どいの傾きを目視した。測量結果に基づくものではなく、あくまで目視等による判断であるが、南校舎下の地盤沈下により、校舎敷地が南校舎に向けて傾斜しているのではないかと疑われる。</p> <p>実際に地盤沈下が生じていた場合、安全面のみならず、水道管等設備類を含む校舎の劣化が加速すると考えられるため、大部小学校の大規模改修工事スケジュールを繰り上げる可能性が生じる。教育総務課においては、当該事案について、確認調査をしていただき、安全性の問題が生じる場合には、地盤沈下等の影響を最小限に抑える手段を講じていただきたい。</p>					

2. 措置実施状況

(R6. 3回答)	
<p>当課においても南校舎内の傾きは認識しており、建物の老朽度を総合的に評価する「耐力度調査」を令和6年度に実施するため、予算要求等の対応を行っているところです。</p> <p>令和6年度については査定により予算が無いため経過観察としますが、大部小学校についてはバリアフリー化の推進のため、南校舎にエレベーターの設置を予定しており、今後も継続して耐力度調査の実施に向けた調整を鋭意進めます。</p>	
(R7. 7回答)	
<p>令和7年5月に建物の老朽度を総合的に評価する「耐力度調査」を実施しており、建物の不同沈下（傾き）の状況を含め、安全性に問題の無いことを確認している。</p>	
実施状況	A
<p>※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討</p>	

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R5	監査の種類	定期監査	所管部署	教育総務課 (全校)
<p>学校遊具については、平成14年に文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係より「学校に設置している遊具の安全確保について」の告示・通達がされたことを端緒に、平成26年に直近の改訂があった「遊具の安全に関する規準」が、学校遊具の最新の安全基準となっている。</p> <p>本市の学校遊具においては、それ以前に設置され、当該基準を満たしていないものがあった。そのことにより、即座に学校遊具の使用が禁止されるものではないが、教育委員会が独自に安全確認を行い、使用が危険と判断した遊具を使用不可とするなどの対応をとっている。</p> <p>近年、全国的に遊具による事故が散見される中、本市においても、老朽化した遊具に起因する事故が起きる可能性は皆無ではない。潜在する事故の危険性を把握するため、まずは安全基準に基づいた検査を実施し、危険度の高い遊具については、優先的に改修、撤去、または使用不可等の対応をとっていただきたい。</p>					

2. 措置実施状況

(R6. 3回答)	
<p>学校遊具については、「体育器具・遊具等点検シート」を用いて毎月学校による点検を実施し、修繕や撤去等を行うなど安全対策に努めているところです。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり、各校の遊具は老朽化が進行しているため、学校による点検に加え、専門業者による全学校の遊具点検を検討しているところです。</p> <p>なお、遊具の管理については、スポーツ振興課が所管となるため、適宜調整・連携のうえ遊具点検を実施し、危険度が高いと判定された遊具については、優先的に改修、撤去または使用不可とするなど安全対策を徹底します。</p>	
(R7. 7回答)	
<p>学校遊具については、所管であるスポーツ振興課において、今年度、専門業者による全学校の遊具点検を実施する予定である。</p> <p>その結果に基づき、危険度が高いと判定された遊具については、優先的に改修、撤去または使用不可とするなど安全対策を徹底します。</p>	
実施状況	A ※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R5	監査の種類	定期監査	所管部署	教育総務課 (全校)		
<p>理科薬品管理簿については令和3年度、児童用タブレット管理簿については本年度から統一様式で運用を開始しているが、各校において、簿冊の編冊方法や記入方法に差異が見受けられた。</p> <p>教育委員会においては、適切かつ分かりやすく管理している学校の編冊方法を基に、様式のみならず手法についても統一して各校に普及するように努めていただきたい。</p>							

2. 措置実施状況

(R6. 3回答)		各種管理簿の編冊方法や記入方法について、適切かつ分かりやすく管理している学校の事例を基に、手法についてもマニュアル化するなど統一して各校に普及するよう努めます。					
(R7. 7回答)		タブレット管理簿について、各校で統一した様式・手法とするため、令和7年4月から紙ベースでの台帳に戻し、適切な管理に努めています。					
実施状況	A	※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討					

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R5	監査の種類	定期監査	所管部署	観光交流推進課		
<p>小野まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する補助金を、観光事業振興補助金交付要綱（平成13年告示第118号）に基づいて交付しているが、同交付要綱中において、補助の対象となる事業については、団体の運営に要する経費の一部としか規定していなかった。実行委員会が発足された当時であれば、事業規模が小さく、同交付要綱に基づく運用で足りたと思われるが、事業規模が拡大し、経費項目も多岐に渡る現時点の実行委員会に対しては、補助金対象となる経費と対象外との経費の分類を示す必要があるものと思われる。</p> <p>また、実行委員会の会計期間は11月から翌年10月であり、会計期間中に年度末を挟んでいるため、同一の小野まつりに係る事業であるが、11月から3月までと4月から10月までを、個別の事業として補助金申請しなければならない。同交付要綱では、補助金交付の時期を事業等完了後と規定しているが、より事業に適した交付時期等を検討していただきたいところである。</p> <p>平成13年度に施行した以降、改正を経ていない同交付要綱については、この機に一通り見直すか、または、実行委員会に対する補助金交付要綱を新たに制定するなどにより、現在の実行委員会の会計規模と事業内容に応じた交付要綱を整備されたい。</p>							

2. 措置実施状況

(R6. 3回答)		新たに、小野まつり補助金交付要綱（仮称）を制定し、補助対象経費の明確化、補助申請及び補助金交付時期の修正等を行います。
(R7. 7回答)		補助対象経費の明確化、補助申請及び補助金交付時期の修正した「小野まつり補助金交付要綱」を制定済。（令和6年6月25日施行）
実施状況	A	※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R7	監査の種類	定期監査	所管部署	市立小野特別支援学校
<p>本校正門の鉄製門扉において、完全に閉鎖した状態から開放する際に、不具合が生じている事例が見受けられた。また、ブロック塀には、塗装剥げやカビなどが目立ち、総じて正門周りの老朽化が著しかった。</p> <p>本来であれば、新年度の予算を措置した上で執行するところであるが、保護者が児童生徒の送迎する際、支障を来していることを鑑み、流用等に対応可能であるならば、本年度中にでも予算を確保し、改善していただきたい。</p>					

2. 措置実施状況

(R8. 3回答)	
<p>正門の鉄製門扉については、戸車の交換及び再塗装などの修繕を3月19日までに実施しており、不具合は解消済である。ブロック塀についても、早期に予算を確保し、再塗装等の改善を実施する。</p>	

実施状況	A	※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討
------	---	---

地方自治法第199条第9項の規定により提出があった監査結果報告書に基づき、措置を講じたため、同条第14項により、当該措置の内容を下記の通り監査委員に通知する。

記

1. 監査指摘事項

年度	R7	監査の種類	定期監査	所管部署	市立小野特別支援学校
<p>本校においては、各部屋に備え付けている備品の状況を、定期的に教員がチェックしているが、うち何点かの備品には確認の印を付けていなかった。移動可能な備品については、別室で使用している可能性があるとのことであったが、使用後には速やかに本来あるべき部屋に戻し、その上で備品点検を実施して、過不足がないか確認していただきたい。</p>					

2. 措置実施状況

<p>(R8. 3回答)</p> <p>監査の際に確認の印が無かった備品については、所在を確認し、点検済である。今後、移動可能な備品については、使用後には速やかに本来あるべき部屋に戻し、その上で備品点検を実施するよう徹底する。</p>	
---	--

実施状況	A	※ 実施状況欄の記載方法 A：既に処理済 B：対応不可能 C：現在処理中 D：未処理、今後検討
------	---	---